



募 集

自衛隊幹部候補生

陸上・海上・航空自衛隊の幹部候補生を募集します。

■平成20年4月1日現在で20歳以上26歳未満の人(22歳未満は大卒者および大卒見込みを含み、短期大学を除く)・大学院修士課程修了者および修了見込みの人は28歳未満でも可) **募** 4月1日(日)～5月11日(金)・一次試験 5月19日(土) **問** 自衛隊鳥取募集案内所 **TEL** (0857)2614019

文化活動ブース(文化センター) 利用団体

文化センターの2階に文化活動ブースを設置しています。このブースは、文化芸術の振興を目的に、公益的な活動を行う団体などの活動をサポートするためのものです。光熱水費は不要で、冷暖房完備の利用団体専用有料ブースです。使用期間は、6月1日から平成20年3月31日までです。※利用団体は、**選考のうえ決定**。また、ブースの**見学を希望する場合は、事前に問い合わせ**を

■市内を活動拠点として、文化芸術活動を行っている非営利団体
■2ブース(8平方メートル/ブース)
■10000円/月 **募** 4月2日

(月)から5月1日(火)(土・日・祝日を除く)まで/生涯学習課(文化センター内吉方温泉三丁目)に配置の申込書に必要な事項を記入のうえ、団体規約

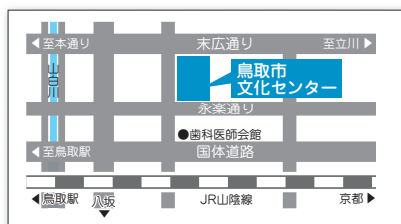
や総会資料など活動内容が分かる資料を添付し、持参で **問** 生涯学習課(文化センター内) **TEL** (0857)2013361

名木・古木観察会

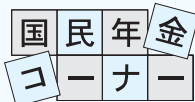
市指定の保存樹木や天然記念物に指定されている神社の森などを観察します。



時 5月15日(火)
容 バス移動/市役所出発(9:00)～二ノ丸のマツ(鹿野町・城山公園)など8カ所程度観察/市役所着(15:30) **員** 40人(先着順) **料** 無料(昼食、水筒、雨具は各自で用意) **募** 住所・氏名・電話番号を明記のうえ、往復はがきで **申** 市役所本庁舎環境政策課内 **TEL** (0857)2013176



学生納付特例の手続きはお早めに



国民年金保険料の納付が困難な学生を対象に、保険料の納付を猶予(延期)する学生納付特例制度があります。新たに19年度からこの制度を受けようとする人、および19年度も継続してこの制度を受ける人は、5月末までに下記のものを持参のうえ、市役所南庁舎保険年金課(18番窓口)または、各総合支所福祉保健課で申請または更新手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ▷年金手帳または年金保険料納付書
- ▷学生証または在学証明書(申請する年度に発行されたもの)

※本人以外が届け出する場合は、本人の印が必要となります。

※特例期間は障害基礎年金などの受給資格対象期間に算入されますが、年金受給額には反映されません。特例を受けてから10年以内は納付(追納)できますので、早めの納付をお勧めします。なお、その場合、3年度目以降は保険料に猶予期間の利息相当額が加算されます。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 **TEL** (0857)27-8311
市役所南庁舎保険年金課 **TEL** (0857)20-3484

国民年金保険料が変わります 19年度は、月額1万4100円

少子高齢化が進む中、将来の給付と負担のバランスを図るため、平成17年度から平成29年度まで、毎年、段階的に国民年金保険料を引き上げます。これにより、19年度の保険料は、これまでの月額1万3860円から1万4100円になります。

なお、4月中旬に20年3月までの1年分を一括して納めた場合は16万6200円で毎月現金で納付した場合に比べて3000円割引になります。

※納付書は、4月上旬に郵送します。

国保料納付・納付相談休日窓口開設

平日に来庁が困難な人のため、保険料納付や納付相談の窓口を下記のとおり開設しますので、ご利用ください。

4月22日(日)	5月27日(日)
9:00～17:00	9:00～17:00

ところ 市役所南庁舎1階保険年金課 国民健康保険料窓口(16番窓口)

内容 ▷国民健康保険料の収納
▷国民健康保険料の納付相談

問い合わせ先 市役所南庁舎保険年金課 **TEL** (0857)20-3483



市民総合相談窓口『専門相談』

問い合わせ先 市役所市民総合相談課 ☎(0857)20-3158
 ※各専門相談は当日受付となりますので、本庁舎総合案内所（本庁舎分）、駅南庁舎総合窓口（駅南庁舎分）にお申し出ください。

■暮らし110番相談 ※市役所本庁舎では暮らし110番相談室を常設
内容：日常生活の中での疑問、困り事など(暮らし110番相談員対応)
とき：毎週月(祝日の場合は翌日)・金曜日13:00～17:00
ところ：市役所駅南庁舎

■人権相談
内容：人権問題などに関すること(市人権推進課相談員対応)
とき：4/12(木)・24(火)、5/10(木)・22(火) 13:00～16:00
ところ：4/12・5/10＝市役所本庁舎、4/24・5/22＝市役所駅南庁舎

■介護保険に関する相談
内容：高齢社会課職員対応
とき：4/9(月)、5/14(月) 9:00～12:00
ところ：市役所本庁舎

■老人医療・特別医療に関する相談
内容：保険年金課職員対応
とき：4/17(火) 9:00～12:00
ところ：市役所本庁舎

■国民年金に関する相談
内容：保険年金課職員対応
とき：5/22(火) 9:00～12:00
ところ：市役所本庁舎

■雇用相談
内容：雇用・求人・求職に関すること(雇用アドバイザー対応)
とき：4/26(木)、5/24(木) 13:00～16:00
ところ：市役所駅南庁舎

■労働・社会保険に関する相談
内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の生活設計などに関すること(社会保険労務士対応)
とき：4/11(水)、5/9(水) 13:00～16:00
ところ：4/11＝市役所本庁舎、5/9＝市役所駅南庁舎

■健康相談
内容：健康管理、健康増進に関すること(保健師などが対応)
とき：4/2(月)、5/7(月) 9:00～12:00
ところ：市役所本庁舎

■土地・建物の価格や賃料などに関する相談
内容：不動産鑑定士対応
とき：4/13(金) 13:00～16:00
ところ：市役所本庁舎

■土地境界に関する相談
内容：土地家屋調査士対応
とき：4/19(木)、5/17(木) 13:00～16:00
ところ：4/19＝市役所本庁舎、5/17＝市役所駅南庁舎

■社会福祉協議会一般相談
内容：生活上の困りごと相談(社会福祉協議会相談員対応)
とき：4/4・18(水)、5/2・16(水) 13:00～17:00
ところ：市役所駅南庁舎

法律相談 ※4月分は3月15日号に掲載
問い合わせ先 市役所市民総合相談課 ☎(0857)20-3158
内容：法律全般
とき：5/15(火)・31(木) 13:00～16:00
ところ：5/15＝市役所本庁舎、5/31＝市役所駅南庁舎
予約：5/8(火)[5/15分]、5/24(木)[5/31分] 8:30～電話にて先着順

女性なんでも相談 ※4月分は3月15日号に掲載
問い合わせ先 男女共同参画センター ☎(0857)24-2704
内容：一般(健康・育児など)、法律(離婚・相続・セクハラなど)
とき：一般＝5/10(木)・12(土) 13:00～15:00
 法律＝5/7(月)13:00～16:00、16(水)・25(金)9:00～12:00
ところ：5/7・12・16＝男女共同参画センター(西町二丁目)
 5/10＝市役所駅南庁舎
予約：4/20(金) 8:30～先着順

緑の相談室 ※4月分は3月15日号に掲載
問い合わせ先 県造園建設業協会東部支部 ☎(0857)24-5221
内容：植物に関する疑問、管理・育成など
とき：5/10・24(木) 13:30～16:00
ところ：市役所駅南庁舎1階入り口ホール(新日本海新聞社側)

特設人権相談
問い合わせ先 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857)22-2289
内容：人権問題全般(人権擁護委員対応)
とき：4/20(金)、5/20(日) 13:00～16:00
ところ：さざんか会館(富安二丁目)

水道局からのお知らせ

■問い合わせ先 鳥取市水道局 ☎(0857)53-7811

水道工事にご協力をお願いします!

水道管は、みなさんに安全でおいしい水をお届けするために大切な役割を果たしています。

水道局では、道路に埋設されている古くなった水道管を災害に強い水道管に計画的に取り替える工事や水道管移設工事を行っています。通行規制や一時的な断水により、ご迷惑をおかけする場合がありますが、ご協力をお願いします。



水道局職員を装った悪質業者にご注意を!

水道局の職員を装ったり、水道局から依頼されたなどと偽って、浄水器の設置や給水管の清掃作業を行うなどの悪質な商法によるトラブルが発生しています。

水道局では、次のようなことは一切していませんので、ご注意ください。

▷ 家庭を訪問し、物品(浄水器など)の販売や給水管の清掃を行う。

▷ 一方的に水質検査や水道工事に訪れて、料金を請求する。

水道局の職員は、「顔写真入りの証明書」を常に携帯しています。不審な点がある場合は、証明書の提示を求めるか、その場で水道局にお問い合わせください。

